

質問回答

2018年5月30日

「(案件名)ミャンマー国保険セクター育成プロジェクト(保険監督会計)」

(公示日:2018年5月23日/公示番号:180124)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	pp2～4 第4 競争上の条件 「共同企業体の結成の可否」 「補強の可否」 「外国籍人材の活用」 第5 プロポーザルに記載されるべき事項 「業務従事予定者の経験、能力等」	左記に記載の内容によれば、本件にコンサルタント企業以外の者が参加するケースは、以下に限られるという解釈でよろしいでしょうか。 ・共同企業体を結成する場合 ・外国籍人材を活用する場合 言い換えれば、企業に属していない日本国籍の者は、いかなる形であっても本件に参加できないという解釈でよろしいでしょうか。企業に属していない日本国籍の者が参加できる余地があればどのような形であれば可能か、もしあればご教示いただくと助かります。	本件のプロポーザルを提出する企業(共同企業体含む)に所属する者(専任の技術者)以外の者が参加する場合、補強での参加となります。補強の条件は、「第4 競争上の条件 3補強の可否」を参照ください。補強については、専任の技術者でない者(企業に属していない日本国籍の者)も参加が可能です。詳細は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」9ページも参照ください。 コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000yi46x-att/proposal_guidelines_201805.pdf

2	業務指示書 10 ページ (2)業務従事者 の構成(案)	最終学歴が大学ではなく大学院である場合には、大学院における在籍年数は経験年数に含まれるとの理解でいいでしょうか。	格付けの経験年数に関しては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」41 ページの通り、大学院における在籍年数は経験年数に含まれます。 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq000010c00g-att/quotation_01_201805.pdf
3	業務指示書 10 ページ 3.便宜供与	本業務に関する通訳傭上の見積もりに関して、見積もりの妥当性の根拠として、複数の業者による相見積もりを行うことが求められるでしょうか。見積もりの妥当性を示せば、相見積もりを行う必要は必ずしもないとの理解でいいでしょうか。	通訳の単価については、当該言語の通訳業務の実勢に照らし、適正な水準である必要があります。相見積を取ることは必ずしも必要ではありませんが、通訳単価が適正であるかどうかにつき、その根拠と共に、契約交渉の場で確認させていただきます。
4			
5			

以上